えびな成年後見・総合相談センター

あなたの暮らしを守る
成年後見制度

社会福祉法人　海老名市社会福祉協議会

えびな成年後見・総合相談センターの取り組み

1 成年後見に関する相談

・センター職員による相談

・専門職による相談

※裏面に詳細あります。

2 関係機関との連絡調整

行政及び、相談支援事業所、地域包括支援センター等の関係機関が連携して地域の権利擁護を推進するため、定期的に連絡調整の場を設けます。

3 市民後見人の養成・活動支援

親族や専門職以外の一般市民を対象とした市民後見人の養成を行います。また成年後見人等の活動を開始した市民後見に対し、活動支援を行います。

4 市民向け講演会などの開催

成年後見に係る普及啓発事業として、成年後見に関する情報発信、講演会など市民、関係機関を対象とした制度活用等幅広い広報及び啓発を行う。

5 親族後見人の支援

申立を考えている人やすでに親族後見人を受任している方の相談に応じます。

ひとりで悩んでいませんか？

センター職員による相談

利用できる方 ➡ 海老名市在住の方及びその親族
相談方法 ➡ 電話・来所（訪問）
相談場所 ➡ 総合福祉会館
受付時間 ➡ 月曜～金曜　午前9時～午後5時

第1・第3土曜　午前9時～午後12時（事前予約制相談）
場所：総合福祉会館または市役所1階

専門職による相談　予約制 ※1件45分程度

司法書士	第1火曜	14時～16時
社会福祉士	第2火曜	10時～12時
行政書士	第3水曜	14時～16時
弁護士	第4月曜	14時～16時

問い合わせ先

☎046-200-9833

受付時間
月曜日～金曜日……午前9時～午後5時
（祝日・年末年始を除きます）

〒243-0438
海老名市めぐみ町6-3（総合福祉会館内）

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら本人に代わって手続きなどを行うことで財産を適正に管理します。
成年後見制度とは、大きく分けると **法定後見制度** と **任意後見制度** の2つがあります。

期間 1～2ヶ月（鑑定有の場合は2～3ヶ月）　約2ヶ月

法定後見制度

類型		申立てには
補助	重要な財産行為は、誰かに代わってやってもらった方が良い	本人の同意必要
保佐	日常的な買い物はできるが、重要な財産行為はできない	本人の同意不要
後見	日常的な買い物が自分ではできない	本人の同意不要

どの類型に該当するかの判断をするためかかりつけ医に診断書を作成してもらう

申立て（本人の住所地を管轄する家庭裁判所）

家庭裁判所

～手続き～

申立てできる人
本人、配偶者、4親等内の親族、身寄りのない方は市区町村

用意するもの
診断書
申立て書
申立て事情説明書
戸籍謄本
住民票　等

費用
申立て・後見登記費用（収入印紙・切手代）、添付書類取得費用 1万円～2万円、その他医師による鑑定費用 等

家庭裁判所

～調査・鑑定～

①
成年後見人等の候補者の調査

②
本人の状況や親族の意向の確認。

③本人の判断能力の鑑定が行われることがある。

審判

成年後見登記

支援開始

任意後見制度

今は元気だけど、将来判断能力が低下した時に信頼できる人に任せたい。

相談

誰にどんな支援をしてもらうのか話し合い決めていく

公証役場

任意後見契約締結

費用
公正証書作成印紙代等（2万円～3万円）

判断能力が低下してきたな…

東京法務局へ登記

家庭裁判所

～申立て～

任意後見監督人選任の申立て